

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当） (06-6208-9285)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	開発行為の許可
概要	都市計画法第29条に基づき、開発行為（主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的として、500㎡以上の土地において行われる土地の区画形質の変更）をしようとする場合は、あらかじめ関係する公共施設管理者の同意を得て、市長の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	都市計画法第29条～33条、35条 都市計画法施行令第19条～29条の4 都市計画法施行規則15条～27条の5 大阪府手数料条例第6条第1号 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 開発許可の手續に関する規則 https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html 都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準 https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000200635.html 開発許可申請の手引き 計画調整局開発調整部開発誘導課窓口にて設置
審査基準	（手續きの流れ） 面積が500平方メートル以上の土地において建築物の建築などを行う場合は、建築確認申請を行う前に開発許可の対象か否かの判定を受けていただく必要があります。判定を受ける際には、計画敷地に関する土地の利用計画が確定した時点で、従前の土地利用状況が分かる資料（現況図、従前の建物配置図、現況写真など）、今回の土地利用計画図、計画敷地周辺の状況が分かる資料などをご用意のうえ、本市担当者にご相談ください。 判定の結果、開発許可が必要となった場合は、開発許可申請を行っていただく必要があります。 （公共施設管理者の同意） 開発許可が必要となる開発行為については、都市計画法第32条に基づき、あらかじめ公共施設の管理者の同意が必要となります。 （許可の基準） 開発許可申請にあたっては、開発区域の道路、消防水利、給水施設、排水施設等の公共施設の機能確保や宅地の安全について、都市計画法第33条に定める「開発行為に関する技術基準」に基づき開発行為の計画をしなければなりません。 上記のほか、本市では法に定める基準を補完するものとして「都市計画法に基づく開発許可制度に係る審査基準」があり、開発許可にあたっては、これらの基準に適合している必要があります。
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
提出時期	随時
提出方法	開発行為許可申請及び添付書類を計画調整局開発調整部開発誘導課にご提出ください。
手数料	開発規模及び用途によって異なります。詳しくは担当までお問い合わせください。
相談窓口	計画調整局開発調整部開発誘導課（開発・大規模担当）
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000004772.html
備考	